

新潟県浄化槽法定検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に定める水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽管理者等の責務)

第2条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃をするとともに、法第7条第1項及び第11条第1項の規定により法定検査を受けなければならない。

2 法第7条の規定による検査（以下「法第7条検査」という。）は浄化槽が適正に設置されているか否かを早い時期に確認するために、法第11条の規定による検査（以下「法第11条検査」という。）は浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき判断するために行うものである。

3 し尿のみを処理する浄化槽を使用する者は、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第3条の規定により、し尿及びこれを併せて雑排水を処理する浄化槽の設置等に努めなければならない。

(県等の責務)

第3条 県及び新潟市は、法定検査が適切かつ確実に実施されるよう、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽保守点検業者等に対し助言及び指導を行うものとする。

2 県及び新潟市は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定検査機関から報告された法定検査の結果等を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のため必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者等に対し、浄化槽の設置又は維持管理の改善等について助言又は指導を行うものとする。

(指定検査機関の責務)

第4条 指定検査機関は、法定検査制度の趣旨を十分理解し、法定検査の実施率の向上を図るため、検査員（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第55条第1項第5号に規定する検査員をいう。以下同じ。）の養成及び法定検査の啓発普及に努めるとともに、法定検査の実施を通じて、浄化槽の適正な設置又は維持管理について浄化槽管理者への助言に努めるものとする。

(浄化槽保守点検業者の責務)

第5条 浄化槽保守点検業者は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）第11条第3項及び新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号）第10条第3項の規定により、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けさせるよう啓発するとともに、法定検査が円滑に実施されるよう積極的に協力するものとする。

(関係団体の責務)

第6条 浄化槽に関係する団体は、法定検査が円滑に実施されるようその会員に周知するとともに、浄化槽管理者への受検の啓発に努めるものとする。

(法定検査の手続)

第7条 指定検査機関は、その検査業務を行う地域に存する浄化槽について、浄化槽管理者からの申込みを受けて、法定検査を実施するものとする。

- 2 法第7条検査にあつては当該浄化槽を設置した浄化槽工事業者、法第11条検査にあつては保守点検業者は、浄化槽管理者から依頼されたときは、浄化槽管理者に代わって前項の申込みを行うものとする。

(法第7条検査の実施前の事務処理)

第8条 所轄地域振興局長（当該浄化槽が存する地域を所轄する地域振興局長（新潟市にあつては市長）をいう。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第5項の規定による浄化槽に関する通知に係る書類の写し等を取りまとめ、指定検査機関に提供するものとする。

- 2 指定検査機関は、前項の書類の写し等の提供を受けたときは、法第7条検査の実施計画を定め、浄化槽管理者に法第7条検査の受検について通知するとともに、当該実施計画を浄化槽保守点検業者に通知し、法第7条検査の実施について協力を依頼することができる。

(法定検査の実施)

第9条 法定検査は、外観検査、水質検査及び書類検査とし、別表第1に定める法定検査項目について実施するものとする。

- 2 水質検査は、別表第2に定める方法により実施するものとする。
- 3 指定検査機関は、法定検査を当該指定検査機関の検査員に実施させるものとする。ただし、別表第1の効率化11条検査の欄を適用して実施する法第11条検査（以下「効率化11条検査」という。）については、当該指定検査機関の職員（当該指定検査機関が法第11条検査の一部を浄化槽保守点検業者に委託した場合には、当該保守点検業者の職員を含む。）のうち効率化11条検査を適正に実施することができる者として新潟県浄化槽法定検査管理協議会（以下「協議会」という。）から指定を受けた者（以下「採水員」という。）に実施させることができる。
- 4 法定検査の実施に当たっては、検査員にあつては身分証明書（別記第1号様式）を、採水員にあつては協議会が交付する採水員証明書を携帯し、浄化槽管理者その他の関係者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 指定検査機関は、法定検査を実施したときは、検査済証（別記第2号様式）を浄化槽管理者に交付するものとする。

(検査票及び検査結果書)

第10条 法第7条検査は、浄化槽設置状況検査票（別記第3号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第7条）（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 法第11条検査は、浄化槽維持管理検査票（別記第5号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条）（別記第6号様式）により行うものとする。ただし、効率化11条検査は、浄化槽維持管理検査票に代えて簡易な検査票（以下「簡易検査票」という。）により行うことができる。
- 3 浄化槽設置状況検査票、浄化槽維持管理検査票及び簡易検査票（以下「検査票」という。）は、検査員又は採水員が検査の際に浄化槽の設置場所において、検査項目ごとに次条第1項の規定により行った検査結果の判断を記入するものとする。ただし、効率化11条検査の検査項目のすべてに異常が認められないときは、検査票の作成を省略することができる。
- 4 浄化槽法定検査結果書（法第7条検査）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条検査）（以下「検査結果書」という。）は、次条第2項の規定により行った検査結果の判定及び浄化槽の設置

又は維持管理について改善が望ましいと認められる事項等を記入するものとする。

また、浄化槽法定検査結果書（法第 11 条検査）について、次条第 3 項の規定に基づき、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがあると判断した場合は、検査結果書（別記第 6 号様式）の使用に当たっての留意事項の項目に、その判断の理由を含めて記入するものとする。過年度に県又は市町村によって特定既存単独処理浄化槽と判定された場合は、その後の留意事項を記載するものとする。

- 5 指定検査機関は、検査票の原本及び検査結果書の写しを法定検査を行った日から 3 年間保存するものとする。

（検査結果の判断及び判定）

第 11 条 検査票に係る検査結果の判断は、次の各号によるものとする。

- (1) 外観検査については、外観検査に係る検査項目について異常が認められるかどうかにより判断するものとし、異常が認められるときは、その内容を備考欄等に記入するものとする。
- (2) 水質検査については、別表第 3 に定める望ましい範囲に照らして判断するものとする。ただし、同表に定める望ましい範囲は、検査に係る浄化槽の機能状態が望ましい状態にあるかどうかを水質検査に係る検査項目について示したものであり、当該浄化槽の水質検査の結果が、当該範囲に該当しないことをもって、直ちに当該浄化槽の設置又は維持管理が不適正であると認められるものではないことに十分留意するものとする。
- (3) 書類検査については、検査に係る浄化槽の保守点検及び清掃の実施回数並びに記録の保存の有無及び記載内容により判断するものとする。なお、当該記録の記載内容については、保守点検及び清掃がそれぞれ保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準に従って実施されたことが記録されているか否か検査するものとする。

- 2 検査結果書に係る検査結果の判定は、外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断して、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 浄化槽の設置に関する判定区分

- ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。
- イ おおむね適正 浄化槽の機能を維持していく上で一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。
- ウ 不適正 浄化槽の構造基準又は浄化槽工事の技術上の基準に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

(2) 浄化槽の維持管理に関する判定区分

- ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。
- イ おおむね適正 浄化槽の維持管理について一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。
- ウ 不適正 浄化槽の保守点検又は清掃に関する法の規定に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

- 3 特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無の判断については、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和 2 年 3 月 2 日環循適発第 2003027 号環境大臣決定）を参考にして行うものとする。

（法定検査に当たっての留意事項）

第 12 条 法定検査に当たっては、当県が雪国であり、冬期間の浄化槽の保守点検及び清掃が困難である等の特殊性を十分考慮して、法定検査の実施の時期を定めるものとする。

- 2 法第 7 条検査に当たっては、可能な範囲で当該浄化槽の工事に係る記録等を参考とするものとする。

- 3 法第 11 条検査（効率化 11 条検査を除く。）に当たっては、法第 7 条検査又は前回の法第 11 条検査の結果の概要をあらかじめ浄化槽維持管理検査票の「前回の法定検査結果の概要」欄に記入しておくものとする。
- 4 法第 7 条検査の判定に当たっては、当該浄化槽の設置状況を勘案し、今後当該浄化槽の保守点検、清掃又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第 7 条）の「留意事項」欄に記入するものとする。
- 5 法第 11 条検査の判定に当たっては、当該浄化槽について構造又は規模の変更工事が必要と認められる事項又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第 11 条）の「留意事項」欄に記入するものとする。

（法定検査後の措置）

第 13 条 指定検査機関は、法定検査の終了後、速やかに検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付するものとする。

- 2 指定検査機関は、「不適正」若しくは「おおむね適正」と判定された浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある浄化槽について前項の規定により検査結果書を交付したときは、直ちに、当該検査結果書の写しに、法第 7 条検査にあつては浄化槽設置状況検査票の写しを、法第 11 条検査にあつては浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを添えて、所轄地域振興局長に送付するものとする。
- 3 前項の規定により検査結果書等の写しの送付を受けた所轄地域振興局長は、必要があると認めるときは、当該浄化槽の立入検査を行う等により適切な措置をとるものとする。
- 4 第 2 項の規定により「不適正」と判定された浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある浄化槽について検査結果書の写しの送付を受けた所轄地域振興局長は、その検査結果書が法第 7 条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽設置状況検査票の写しを当該浄化槽の存する区域を所轄する特定行政庁及び関係市町村（環境担当課）に、その検査結果書が法第 11 条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを関係市町村（環境担当課）に送付するものとする。
- 5 指定検査機関は、法第 7 条第 2 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、毎月末までに、その前月中に実施した法定検査に関する次の事項を所轄地域振興局長に報告しなければならない。
 - （1）法定検査を行った年月日
 - （2）浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - （3）設置場所
 - （4）法第 13 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
 - （5）法第 7 条検査に関する報告の場合にあつては浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（法第 7 条検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）、法第 11 条検査に関する報告の場合にあつては前回の法第 11 条検査（法第 11 条検査を受けたことがない浄化槽にあつては、法第 7 条検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称
 - （6）法定検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあっては、その原因を含む。）
- 6 指定検査機関は、毎年度、当該年度に受けるべき法定検査を受けていない浄化槽管理者について、浄化槽法定検査未受検者一覧表（別記第 7 号様式）を作成し、翌年度の 4 月 30 日までに所轄地域振興局長に報告するものとする。

附則

この要領は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 法定検査項目

区分	法定検査項目		
	法第7条検査	法第11条検査	効率化11条検査
外観検査	1 設置状況 2 設備の稼動状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽設置状況検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況 2 設備の稼動状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽維持管理検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況 (漏水の状況、循環装置の固定状況、その他の内部設備の固定状況、流入管渠及び放流管渠の設置状況並びに送風機の設置状況) 2 設備の稼動状況 (循環装置の稼動状況) 3 水の流れの状況 (流入管渠 (路) の水流の状況及び放流管渠 (路) の水流の状況) 注) () 内の細目の意義は、浄化槽維持管理検査票に掲げる細目と同様とする。
水質検査	1 水素イオン濃度 2 汚泥沈殿率 3 溶存酸素量 4 透視度 5 塩化物イオン濃度 6 残留塩素濃度 7 生物化学的酸素要求量	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 残留塩素濃度	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 塩化物イオン濃度 5 残留塩素濃度 6 生物化学的酸素要求量 注) 腐敗型浄化槽にあつては、溶存酸素量の測定を要しない。
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否かを検査する。	保存されている保守点検及び清掃の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを検査する。	

注) 効率化11条検査の欄は、20人槽以下の浄化槽について適用することができる。

別表第2 水質検査の方法

1 水素イオン濃度(pH)の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) ガラス電極法

(ア) 器具

ガラス電極による pH 測定装置（以下「pH 計」という。）ただし、日本工業規格「pH 測定方法」（JISZ8802）に掲げる形式Ⅱを用いる。

(イ) 試料の採取

消毒室、消毒槽又は消毒タンク（以下「消毒室等」という。）に入る直前の処理水を採取する。

(ウ) 試験操作

pH 計を、日本工業規格「pH 測定方法」（JISZ8802）に掲げる方法に従って調整した後、検水中に電極を浸し、1 分間以上経過して pH 計の指針が安定したときの pH 値を読みとる。

(2) 比色法

(ア) 試薬及び器具

a BCP 溶液

ブロムクレゾールパープル 0.1g に 0.02N 水酸化ナトリウム溶液 9.25ml を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250ml としたもの

b BTB 溶液

ブロムチモールブルー 0.1g に 0.02N 水酸化ナトリウム溶液 8ml を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250ml としたもの

c PR 溶液

フェノールレッド 0.1g に 0.02N 水酸化ナトリウム溶液 14.1ml を加えて溶かし、蒸留水を加えて 500ml としたもの

d TB 溶液

チモールブルー 0.1g に 0.02N 水酸化ナトリウム溶液 10.75ml を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250ml としたもの

e BCP 標準比色液

f BTB 標準比色液

g PR 標準比色液

h TB 標準比色液

i 比色管

(イ) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(ウ) 試験操作

検水 5ml を標準比色液の容器と同径の比色管に採り、検水の水素イオン濃度が pH 値で 5.4 以上 6.4 以下の場合は BCP 溶液、6.5 以上 7.2 以下の場合は BTB 溶液、7.3 以上 8.2 以下の場合は PR 溶液、8.3 以上 9.4 以下の場合は TB 溶液をそれぞれ 0.25ml 加えて混合し、直ちに発色した溶液の色を BCP 標準比色液、BTB 標準比色液、PR 標準比色液又は TB 標準比色液とそれぞれ比色して、該当する標準比色液から検水の水素イオン濃度を求める。

2 汚泥沈殿率(SV)の検査方法

(ア) 器具

容量 10 で内径約 6.5cm のメスシリンダー

(イ) 試料の採取

ばっ気室、ばっ気槽、ばっ気タンク等（以下「ばっ気室等」という。）の内の混合液を採取する。

(ウ) 試験操作

検水 10 をメスシリンダーに採り、30 分間静置した後、沈殿量の ml 数(a)から次式により汚泥沈殿率を算定する。

$$\text{汚泥沈殿率}(V/V\%) = (a/1000) \times 100 = a/10$$

3 溶存酸素量(DO)の検査方法

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102)32.3 に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。なお、試験操作は、溶存酸素計の調整を行った後に行うこととし、ばっ気室等、接触ばっ気室、接触ばっ気槽、回転板接触槽等の内において、溶存酸素量が適正に保持されているか否かを評価し得る部位を測定するものとする。

4 透視度の検査方法

(1) 器具及び試験操作

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102)9 に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。なお、透視度計は、必要に応じ、50cm 又は 100cm のものを使用する。

(2) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

5 塩化物イオン濃度の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 硝酸銀滴定法

(ア) 試薬及び器具

a クロム酸カリウム溶液

クロム酸カリウム 50g を蒸留水約 200ml に溶かし、赤い沈殿が生じるまで硝酸銀溶液(5W/V%)を加え、ろ過して得た溶液に蒸留水を加えて 10としたもの。

b 0.01N 硝酸銀溶液

硝酸銀 1.7g を蒸留水に溶かして 10としたもの。この溶液は、褐色びんに入れて保存する。なお、以下の操作により 0.01N 硝酸銀溶液の力価(f)を求める。

0.01N 塩化ナトリウム標準液 25ml を白磁皿又はビーカーに採り、クロム酸カリウム溶液 0.2ml を指示薬として加え、0.01N 硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正した 0.01N 硝酸銀溶液の ml 数(a)から次式により力価を算定する。

$$f = 25/a$$

ここで、0.01N 塩化ナトリウム標準液とは、600℃で約 60 分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本工業規格「容量分析用標準物資」(JISK8005)7.3 に掲げる塩化ナトリウム 0.584g を、蒸留水に溶かして 10としたものとする。

c 白磁皿又はビーカー

d 褐色ビュレット

(イ) 試料の採取

洗浄水及び消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(ウ) 試験操作

試料から適正量の検水を白磁皿又はビーカーに採り、蒸留水を加えて 50ml とし、クロム酸カリウム溶液 0.5ml を加えた後、液が微だいたい色となるまで 0.01N 硝酸銀溶液で滴定し、これに要した 0.01N 硝酸銀溶液の ml 数 (b) を求め、次式により検水の塩化物イオン濃度 (mg/l) を算定する。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/l)} = (b - c) \times f \times \{1000 / \text{検水の量 (ml)}\} \times 0.355$$

この式において、f は 0.01N 硝酸銀溶液の力価を表し、c は蒸留水を用いて検水と同様に操作したときに要した 0.01N 硝酸銀溶液の ml 数を表す。

(2) イオン電極法

(ア) 器具及び試験操作

日本工業規格「工業排水試験方法」(JISK0102) 35.2 に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

(イ) 試料の採取

洗浄水及び消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

6 残留塩素濃度の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) DPD法

ア 標準比色列にアシッドレッドを用いる方法

(ア) 試薬及び器具

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102) 33.2 に掲げる試薬及び器具を用いる。なお、ここで調製した残留塩素標準比色列については、試験操作に用いる比色管に移して密栓し、該当する残留塩素の mg/l 数を記載して、これを試験操作で用いる残留塩素標準比色列とする。この残留塩素標準比色列は、暗所に保存する。

(イ) 試料の採取

消毒室の出口における放流水を採取し、直ちに試験する。

(ウ) 試験操作

検水 10ml を比色管に採り、リン酸緩衝液 0.5ml を加えて振り混ぜた後、DPD 試験約 0.1g を加えて混合し、さらにヨウ化カリウム約 0.1g を加えて溶解し、約 2 分間放置後の呈色を残留塩素標準比色列と比較して検水の残留塩素濃度 (mg/l) を求める。

イ 標準比色列にフェノールレッドを用いる方法

(ア) 試薬及び器具

a DPD 試薬

N・N-ジエチル-P-フェニレンジアミン硫酸塩 1.0g と無水硫酸ナトリウム 99.0g とを混合したものこの試薬は、湿気を避け暗所に保存し、淡赤色の着色を認めたら新たに調製する。

b 0.2M リン酸二水素カリウム溶液

リン酸二水素カリウム 27.218g を蒸留水に溶かして 10としたもの

c リン酸緩衝液

0.2M リン酸二水素カリウム溶液 100ml と 0.2N 水酸化ナトリウム溶液 30.40ml との混合液に一・二-シクロヘキサンジアミン四酢酸ナトリウム 0.13g を溶かしたもの。この溶液の pH 値は、6.5 である。

d 標準比色列用緩衝液

0.2M リン酸二水素カリウム溶液と 0.2N 水酸化ナトリウム溶液とを容積比 100:90.4 で混合したもの

e フェノールレッド溶液

フェノールレッド 0.1g に 0.02N 水酸化ナトリウム溶液 14.10ml を加えて溶かした後、無炭酸蒸溜水を加えて 500ml としたもの

f 残留塩素標準比色列

容量 50ml の容器を用いて、フェノールレッド溶液及び標準比色列用緩衝液を、それぞれ付表に従って調製した後、試験操作に用いる比色管に移して密栓し、該当する残留塩素の mg/l 数を記載して、これを残留塩素標準比色列とする。この残留塩素標準比色列は、暗所に保存する。

g 比色管

(イ) 試料の採取

消毒室等の出口における放流水を採取し、直ちに試験する。

(ウ) 試験操作

検水 10ml を比色管に採り、リン酸緩衝液 0.5ml を加えて振り混ぜた後、DPD 試薬約 0.2g を加えて混合し、さらにヨウ化カリウム約 0.1g を加えて溶解し、約 2 分間放置後の呈色を残留塩素標準比色列と比較して検水の残留塩素濃度 (mg/l) を求める。

7 生物化学的酸素要求量(BOD)の検査方法

(ア) 器具及び試験操作

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102)21 に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

(イ) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(ウ) 注意事項

試料は、10℃以下の状態で運搬し、かつ、9 時間以内に試験することが望ましい。

8 留意事項

(1) 試料の採取は、流水状態で行うこと。

(2) 水質検査に当たっては、試薬及び試験廃液は関係法令等に十分留意した上で取り扱うこと。

付表 DPDによる残留塩素標準比色列

残留塩素 (mg/l)	フェノールレッド溶液 (ml)	標準比色列用緩衝液 (ml)	残留塩素 (mg/l)	フェノールレッド溶液 (ml)	標準比色列用緩衝液 (ml)
0.1	0.22	49.78	0.8	1.76	48.24
0.2	0.44	49.56	1.0	2.20	47.80
0.3	0.66	49.34	1.2	2.64	47.36
0.4	0.88	49.12	1.4	3.08	46.92
0.5	1.1	48.90	1.8	3.96	46.04
0.6	1.32	48.68	2.0	4.40	45.60
0.7	1.54	48.46			

別表第3 水質検査結果の望ましい範囲

1 水素イオン濃度

5.8～8.6

2 汚泥沈殿率

単独処理浄化槽 10%以上 60%以下

合併処理浄化槽 10%以上

3 溶存酸素量

単独処理浄化槽 0.3mg/ℓ以上

合併処理浄化槽 1.0mg/ℓ以上

4 透視度

単独処理浄化槽 7度以上

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 60mg/ℓ以下) 10度以上

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 30mg/ℓ以下) 15度以上

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 20mg/ℓ以下) 20度以上

5 塩化物イオン濃度

90mg/ℓ以上 140mg/ℓ以下 (単独処理浄化槽に限る。)

6 残留塩素濃度

検出されること

7 生物化学的酸素要求量 (BOD)

単独処理浄化槽 90 mg/ℓ以下

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 60mg/ℓ以下) 60mg/ℓ以下

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 30mg/ℓ以下) 30mg/ℓ以下

合併処理浄化槽 (BOD 処理目標水質 20mg/ℓ以下) 20mg/ℓ以下

(注) 1 塩化物イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/ℓ)} = C - C_0$$

この式においてCは処理水の塩化物イオン濃度を表わし、C₀は洗浄水の塩素イオン濃度を表わす。

2 水素イオン濃度及び透視度は、浄化槽の処理方式によっては必ずしもこれにより難しい場合があるので留意すること。

別記

第1号様式

(表)	(裏)
<p style="text-align: right;">身分証明書 第 号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属検査機関 氏名</p> <p>この証明書を携帯する者は、浄化槽法第五十七条の規定により浄化槽の水質に関する検査の業務を行う当該検査機関の職員です。</p> <p style="text-align: right;">所属検査機関の長 印</p>	<p style="text-align: center;">写真貼付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">機 検 関 名 査</div>

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 7 番とすること。

第2号様式

<p>令和 年度</p> <p>浄化槽設置後の検査済証 (浄化槽法第7条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和 年 月 日</div> <p>知事指定検査機関 (指定検査機関名) 印</p>	<p>令和 年度</p> <p>浄化槽定期検査済証 (浄化槽法第11条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和 年 月 日</div> <p>知事指定検査機関 (指定検査機関名) 印</p>
---	--

注 下地をシルバーとし、文字は黒とすること。

1. 外観検査（法第7条検査）

検査項目	判断結果	備考
1. 設置状況		
(1) 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況 1) 水平の状況 2) 浮上又は沈下の状況 3) 破損又は変形の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(2) 漏水の状況(管渠を含む) 4) 漏水の状況 5) 溢流の状況	良 一 不可 良 一 不可	
(3) 浄化槽上部の状況 6) 上部スラブの打設の有無 7) 嵩上げの状況 8) 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	スラブ打設 有・無 嵩上 cm
(4) 雨水、土砂等の槽内への流入状況 9) 雨水の流入状況 10) 土砂の流入状況 11) その他の特殊な排水の流入状況（配管上の問題）	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(5) 内部設備の固定状況 12) スクリーン設備の固定状況 13) ポンプ設備の固定状況 14) 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況 15) ばっ気装置の固定状況 16) 攪拌装置の固定状況 17) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況 18) 循環装置の固定状況 19) 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況 20) 膜モジュールの固定状況 21) 消毒設備の固定状況 22) 越流ぜきの固定状況 23) 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況 24) その他の内部設備の固定状況 (消泡装置、計量調整移送装置、回転板駆動装置等)	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 一 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(6) 設置に係るその他の状況 25) 設置場所の状況 26) 流入管渠及び放流管渠の設置状況 27) 送風機の設置状況 28) 増改築等の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
2. 設備の稼働状況		
(7) ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況 29) ポンプの稼働状況 30) 送風機の稼働状況 31) 駆動装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	

検査項目	判断結果	備考
(8) ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況 32) ばっ気装置の稼働状況 33) 攪拌装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可	
(9) 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置 及び洗浄装置の稼働状況 34) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況 35) 循環装置の稼働状況 36) 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	循環量 m ³ /日
(10) 膜モジュールの稼働状況 37) 膜モジュールの稼働状況	良 可 不可	
(11) 制御装置及び調整装置の稼働状況 38) 制御装置の稼働状況 39) 調整装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可	
(12) 生物膜又は活性汚泥の状況 40) 生物膜の状況 41) 活性汚泥の状況	良 可 不可 良 可 不可	
(13) 設備の稼働に係るその他の状況 42) その他の設備の稼働状況 (消泡装置、三次処理装置、保安設備、通気設備等)	良 可 不可	
3. 水の流れの状況		
(14) 管渠、弁及び各単位装置間の水流の状況 43) 流入管渠(路)の水流の状況 44) 放流管渠(路)の水流の状況 45) 各単位装置間の水流の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(15) 越流ぜきにおける越流状況 46) 越流ぜきにおける越流状況	良 可 不可	
(16) 各単位装置内の水位及び水流の状況 47) 原水ポンプ槽、放流ポンプ槽の水位 48) 流量調整槽の水位及び水流 49) 嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽等ろ材が充填された類似機能の単位装置の水位 50) ばっ気槽、脱窒槽、硝化槽、間欠ばっ気槽、回分槽、OD槽、膜分離槽等の水位及び水流 51) 接触ばっ気槽、回転板接触槽等の水位及び水流 52) 生物ろ過槽、担体流動槽、担体流動生物ろ過槽、担体流動ばっ気槽等の水位及び水流 53) 散水ろ床の水流 54) 沈殿槽、処理水槽、固液分離槽、担体分離槽、担体ろ過槽等の水位及び水流 55) その他の単位装置の水位及び水流 (沈殿分離槽、夾雑物除去槽等ろ材が充填されない類似機能の単位装置、三次処理装置等)	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	

検査項目	判断結果	備考
(17) 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況		
56) 原水ポンプ槽	良 可 不可	スカム厚 cm
57) 流量調整槽	良 可 不可	汚泥厚 cm
58) 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、夾雑物除去槽等固液分離機能を有する一次処理装置	良 可 不可	
59) ばっ気槽、接触ばっ気槽、脱窒槽、硝化槽、回転板接触槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽等	良 可 不可	
60) 生物ろ過槽、担体流動槽、担体流動生物ろ過槽、担体流動ばっ気槽等	良 可 不可	スカム厚 cm 汚泥厚 cm
61) 沈殿槽、処理水槽、固液分離槽、担体分離槽、担体ろ過槽等	良 可 不可	
62) 消毒槽	良 可 不可	
63) 消泡ポンプ槽、水中ブロワ槽	良 可 不可	
64) 放流ポンプ槽	良 可 不可	
65) 汚泥処理設備 (汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥濃縮装置)	良 可 不可	
(18) 水の流れ方に係るその他の状況		
66) 放流先への汚泥の流出状況	良 可 不可	
4. 使用の状況		
(19) 特殊な排水等の流入状況		
67) 油脂類の流入状況	良 可 不可	
68) 処理対象以外の排水の流入状況 (配管以外の問題)	良 可 不可	
(20) 異物の流入状況		
69) 異物の流入状況	良 可 不可	
(21) 使用に係るその他の状況		
70) 流入汚水量、洗浄用水量等の使用の状況	良 可 不可	
5. 悪臭の発生状況		
(22) 悪臭の発生状況		
71) 悪臭の発生状況	良 可 不可	
72) 悪臭防止措置の実施状況	良 可 不可	
6. 消毒の実施状況		
(23) 消毒の実施状況		
73) 消毒剤の有無	良 - 不可	
74) 処理水と消毒剤の接触状況	良 可 不可	
7. か、はえ等の発生状況		
(24) か、はえ等の発生状況		
75) か、はえ等の発生状況	良 可 不可	

注) 「槽」の表記は、必要に応じて「室」、「タンク」、「池」と読み替えること。

2. 水質検査（法第7条検査）

検査項目	検査結果	備考
1. 水素イオン濃度		採水時刻
2. 汚泥沈殿率	%	気温 ℃
3. 溶存酸素量	mg/l	水温 ℃
4. 透視度	度	
5. 塩化物イオン濃度	mg/l	
6. 残留塩素濃度	mg/l	
7. 生物化学的酸素要求量	mg/l	
水質検査の判断結果	良 可 不可	超過項目名 () ()

- 注) 1. 汚泥沈殿率の検査は生物膜法の浄化槽では不必要。
 2. 塩化物イオン濃度の検査は、合併処理浄化槽では不必要。
 3. 溶存酸素量の検査は、散水ろ床方式の浄化槽では不必要。

3. 書類検査（法第7条検査）

検査項目	判断結果	備考
①保守点検記録の保存の有無	良 可 不可	保守点検の実施者
②保守点検記録の内容	良 可 不可	
③保守点検の回数	良 一 不可	点検回数 回/年

- 注) 1. 使用開始直前の保守点検記録の確認を含む。
 2. 保守点検が行われていることが確認できない場合は、①で「不可」と判断すること。

第4号様式

浄化槽法定検査結果書（法第7条）

番 号 ()

検査年月日 年 月 日 検査機関名 印
 検査員氏名 印

1. 設置者	
2. 管理者	
3. 施設名称	
4. 施設所在地	
5. 設置場所	
6. 設置年月日	年 月 日
7. 使用開始年月日	年 月 日
8. 建物の用途	
9. 設計者（メーカー名）	
10. 工事業者	
11. 放流先	
12. 管轄地域振興局	地域振興局
13. 処理対象人員 （計画流入汚水量）	人 （ m ³ /日 ）
14. 実使用人員 （実流入汚水量）	人 （ m ³ /日 ）
15. 処理目標水質	BOD mg/l
16. 種類	（1）工場生産 （2）現場打ち
17. 処理方式	・単独処理 ・合併処理 方式

1. 総合判定

- イ. 適正である。
- ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。
- ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる。

2. 設置に関する所見

3. 留意事項

(1) 保守点検に当たっての留意事項

(2) 清掃に当たっての留意事項

(3) 使用に当たっての留意事項

1. 外観検査（法第11条検査）

検査項目	判断結果	備考
1. 設置状況		
(1) 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況 1) 水平の状況 2) 浮上又は沈下の状況 3) 破損又は変形の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(2) 漏水の状況(管渠を含む) 4) 漏水の状況 5) 溢流の状況	良 一 不可 良 一 不可	
(3) 浄化槽上部の状況 6) 上部スラブの打設の有無 7) 嵩上げの状況 8) 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	スラブ打設 有・無 嵩上 cm
(4) 雨水、土砂等の槽内への流入状況 9) 雨水の流入状況 10) 土砂の流入状況 11) その他の特殊な排水の流入状況（配管上の問題）	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(5) 内部設備の固定状況 12) スクリーン設備の固定状況 13) ポンプ設備の固定状況 14) 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況 15) ばっ気装置の固定状況 16) 攪拌装置の固定状況 17) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況 18) 循環装置の固定状況 19) 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況 20) 膜モジュールの固定状況 21) 消毒設備の固定状況 22) 越流ぜきの固定状況 23) 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況 24) その他の内部設備の固定状況 (散水とい、平面酸化床、消泡装置、計量調整移送装置、回転板駆動装置等)	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 一 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(6) 設置に係るその他の状況 25) 設置場所の状況 26) 流入管渠及び放流管渠の設置状況 27) 送風機の設置状況 28) 増改築等の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
2. 設備の稼働状況		
(7) ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況 29) ポンプの稼働状況 30) 送風機の稼働状況 31) 駆動装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	

検査項目	判断結果	備考
(8) ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況 32) ばっ気装置の稼働状況 33) 攪拌装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可	
(9) 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置 及び洗浄装置の稼働状況 34) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況 35) 循環装置の稼働状況 36) 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	循環量 m ³ /日
(10) 膜モジュールの稼働状況 37) 膜モジュールの稼働状況	良 可 不可	
(11) 制御装置及び調整装置の稼働状況 38) 制御装置の稼働状況 39) 調整装置の稼働状況	良 可 不可 良 可 不可	
(12) 生物膜又は活性汚泥の状況 40) 生物膜の状況 41) 活性汚泥の状況	良 可 不可 良 可 不可	
(13) 設備の稼働に係るその他の状況 42) その他の設備の稼働状況 (消泡装置、三次処理装置、保安設備、通気設備等)	良 可 不可	
3. 水の流れの状況		
(14) 管渠、弁及び各単位装置間の水流の状況 43) 流入管渠(路)の水流の状況 44) 放流管渠(路)の水流の状況 45) 各単位装置間の水流の状況	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	
(15) 越流ぜきにおける越流状況 46) 越流ぜきにおける越流状況	良 可 不可	
(16) 各単位装置内の水位及び水流の状況 47) 原水ポンプ槽、放流ポンプ槽の水位 48) 流量調整槽の水位及び水流 49) 嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽等ろ材が充填された類似機能の単位装置の水位 50) ばっ気槽、脱窒槽、硝化槽、間欠ばっ気槽、回分槽、OD槽、膜分離槽等の水位)放流ポンプ槽 51) 接触ばっ気槽、回転板接触槽等の水位及び水流 52) 生物ろ過槽、担体流動槽、担体流動生物ろ過槽、担体流動ばっ気槽等の水位及び水流 53) 平面酸化床、散水ろ床の水流 54) 沈殿槽、処理水槽、固液分離槽、担体分離槽、担体ろ過槽等の水位及び水流 55) その他の単位装置の水位及び水流 (腐敗室、沈殿分離槽、夾雑物除去槽等ろ材が充填されない類似機能の単位装置、三次処理装置等)	良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可 良 可 不可	

検査項目	判断結果	備考
(17) 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況		
56) 原水ポンプ槽	良 可 不可	
57) 流量調整槽	良 可 不可	
58) 腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、夾雑物除去槽等固液分離機能を有する一次処理装置	良 可 不可	スカム厚 cm 汚泥厚 cm
59) ばっ気槽、接触ばっ気槽、脱窒槽、硝化槽、回転板接触槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽等	良 可 不可	
60) 生物ろ過槽、担体流動槽、担体流動生物ろ過槽、担体流動ばっ気槽等	良 可 不可	
61) 沈殿槽、処理水槽、固液分離槽、担体分離槽、担体ろ過槽等	良 可 不可	スカム厚 cm 汚泥厚 cm
62) 消毒槽	良 可 不可	
63) 消泡ポンプ槽、水中ブロワ槽	良 可 不可	
64) 放流ポンプ槽	良 可 不可	
65) 汚泥処理設備 (汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥濃縮装置)	良 可 不可	
(18) 水の流れ方に係るその他の状況		
66) 放流先への汚泥の流出状況	良 可 不可	
4. 使用の状況		
(19) 特殊な排水等の流入状況		
67) 油脂類の流入状況	良 可 不可	
68) 処理対象以外の排水の流入状況(配管以外の問題)	良 可 不可	
(20) 異物の流入状況		
69) 異物の流入状況	良 可 不可	
(21) 使用に係るその他の状況		
70) 流入汚水量、洗浄用水量等の使用の状況	良 可 不可	
5. 悪臭の発生状況		
(22) 悪臭の発生状況		
71) 悪臭の発生状況	良 可 不可	
72) 悪臭防止措置の実施状況	良 可 不可	
6. 消毒の実施状況		
(23) 消毒の実施状況		
73) 消毒剤の有無	良 ー 不可	
74) 処理水と消毒剤の接触状況	良 可 不可	
7. か、はえ等の発生状況		
(24) か、はえ等の発生状況		
75) か、はえ等の発生状況	良 可 不可	

注) 「槽」の表記は、必要に応じて「室」、「タンク」、「池」と読み替えること。

2. 水質検査（法第 11 条検査）

検査項目	検査結果	備考
1. 水素イオン濃度 3. 溶存酸素量 4. 透視度 6. 残留塩素濃度	mg/l 度 mg/l	採水時刻 気温 ℃ 水温 ℃
水質検査の判断結果	良 可 不可	超過項目名 () ()

注) 溶存酸素量の検査は、腐敗タンク方式、散水ろ床方式の浄化槽では不必要。

3. 書類検査（法第 11 条検査）

検査項目	判断結果	備考
(1) 保守点検の記録 ① 保守点検記録の保存の有無 ② 保守点検記録の内容 ③ 保守点検の回数	良 可 不可 良 可 不可 良 一 不可	保守点検の実施者 点検回数 回/年
(2) 清掃の記録 ① 清掃記録の保存の有無 ② 清掃記録の内容 ③ 清掃の回数	良 可 不可 良 可 不可 良 一 不可	清掃の実施者 清掃回数 回/年
(特記事項)		前回の清掃の年月日 年 月 日

注) 保守点検又は清掃が行われていることが確認できない場合は、①記録の保存の有無で、「不可」と判断すること。

4. 前回の法定検査結果の概要

前回検査日	年 月 日	法第 7・11 条検査	判定 イ・ロ・ハ
概要			

第6号様式（その1）

浄化槽法定検査結果書（法第11条）

番 号 ()

検査年月日 年 月 日 検査機関名 印
 検査員氏名 印

1. 管理者	
2. 施設名称	
3. 施設所在地	
4. 設置場所	
5. 設置年月日	年 月 日
6. 建物の用途	
7. 設計者（メーカー名）	
8. 放流先	
9. 管轄地域振興局	地域振興局
10. 処理対象人員 （計画流入汚水量）	人 （ m ³ /日 ）
11. 実使用人員 （実流入汚水量）	人 （ m ³ /日 ）
12. 処理目標水質	BOD mg/l
13. 種類	（1）工場生産 （2）現場打ち
	（1）新構造 （2）旧構造
14. 処理方式	・ 単独処理 ・ 合併処理 方式

1. 総合判定

- イ. 適正である。
- ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。
- ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる。

2. 維持管理に関する所見

(1) 保守点検について

(2) 清掃について

3. 留意事項

(1) 設置に関する留意事項

(2) 使用に当たっての留意事項

※特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合は、その判断の理由を含めて記載すること。また、過年度に県又は市町村によって特定既存単独処理浄化槽と判定された場合は、その後の留意事項を記載すること。

注 この様式は、効率化 11 条検査以外の法第 11 条検査の場合に使用する。

第6号様式（その2）

浄化槽法定検査結果書（法第11条）

番 号 ()

検査年月日 年 月 日 検査機関名 印
 検査員氏名 印
 採水員氏名

1. 管理者名		
2. 管理者住所		
3. 施設所在地		
4. 設置場所		
5. 設計者等 (メーカー名・型式)		
6. 処理方式		・単独処理 ・合併処理 方式
7. 処理目標水質		BOD mg/ℓ
8. 種類		(1)工場生産 (2)現場打ち
		(1)新構造 (2)旧構造
9. 管轄地域振興局		地域振興局
10. 保守点検業者名 (計画流入汚水量)		(m ³ /日)
11. 検査の結果 ※異常のある場合は、その内容を2又は3の所見欄等に記載すること。	水質検査	異常の有無： 有り なし pH： 、 残留塩素濃度： + - BOD： mg/ℓ 、 透視度：
	外観検査	異常の有無： 有り なし
	書類検査	異常の有無： 有り なし

1. 総合判定

- イ. 適正である。
- ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。
- ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる。

2. 維持管理に関する所見

3. 使用に当たっての留意事項

※特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合は、その判断の理由を含めて記載すること。また、過年度に県又は市町村によって特定既存単独処理浄化槽と判定された場合は、その後の留意事項を記載すること。

- 注 1 この様式は、効率化 11 条検査の場合に使用する。
- 2 事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

